

森林認証に関する世界の状況と日本における展望

藤野基文¹⁾・枚田邦宏¹⁾

1) 鹿児島大学農学部生物環境学科森林政策学研究室

The international trend of Forest Certification and its prospects in Japanese forestry

FUJINO Motofumi¹⁾, HIRATA Kunihiro¹⁾

1) Faculty of Agriculture, Kagoshima University, 21-24 Korimoto 1-chome, Kagoshima 890-0065

(平成13年7月4日 受理)

Summary

Nowadays, interest in 'Sustainable Forest Management' and 'Forest Certification' is growing in many parts of the world. In Japan, however, few steps have been taken towards adoption of these schemes. In this respect, Japan is falling behind the world trend. From now on, there is no doubt that this trend will affect the timber trade. As Japan is a major importer and consumer of timber, it should take steps to tackle this situation.

The aim of this research was to assess the prospects for the spread of Forest Certification in Japan. To this end, an examination was made of global and domestic trends, the meaning of Forest Certification, and the reasons for its spread in other countries.

It was concluded that Forest Certification is unlikely to become widespread in Japan, for the following reasons. Firstly, there is no compelling motivation for foresters to make the effort to obtain certification. Secondly, Forest Certification imposes strict standards of forest management that are difficult to attain under current forest management practices in Japan.

Key words: Sustainable Forest Management, Forest Certification

キーワード：持続可能な森林経営、森林認証制度

1. はじめに

開発途上国を中心とした森林の消失・劣化問題は一層深刻化している。一方、世界的には木材消費量や木材貿易量は増加傾向にあり、森林の持続的利用と保全のために、世界各国は何らかの行動をとることを避けられない時代を迎えている¹⁾。

このような中、1992年の国連環境開発会議（UNCED）以降、地球環境問題に対する国際的な関心は一層高まった。森林・林業分野においては「森林原則声明」や「アジェンダ21」が採択され、「持続可能な森林管理SFM：Sustainable Forest Management」の考え方方が打ち出された。これにより、国際社会においては持続可能な森林経営の達成に向けての取り組みが進められることとなった¹⁾。

このような国際的な流れの中で、現在、様々な国々で持

続可能な森林経営を認証する制度への関心が高まっており、それぞれの国での独自の認証制度の確立や各国間での話し合いがもたれている。世界統一の認証制度としては、Forest Stewardship Council（森林管理協議会；以下FSCと略す）が設立されており、これに基づく認証を取得する森林が急激に増えている²⁾。

一方、国内での動きはどうであるか。日本は世界最大級の木材輸入国でありながら、木材の生産地の管理環境に関する示さずに木材を輸入しつづけ、その結果、世界の森林に多大な悪影響を及ぼしてきた³⁾。木材輸入国として日本は、認証制度などの活動にはもっと積極的に参加・協力することが求められている。しかし、国内での認証制度についての議論は不十分であり、林業関係者の間ですらほとんど関心がもたれていないかった。日本での森林認証制度に関

する動きとしては、ISO14001を取得した住友林業(株)と、FSC取得森林である三重県の速水林業、高知県檜原町の森林組合、広島県庄原市のアサヒビル(株)の社有林庄原林業所、東京農工大学の演習林があるのみで、ようやく認証取得の動きが広まる兆しが見え始めたという現状にある。

今後、「持続可能な森林経営」に向けての国際的な動きは一層盛んになってくると考えられる。また、「持続可能な森林経営」というキーワードが、今後、木材貿易に影響を与えることは確実であり、世界で最大級の木材輸入・消費国である日本は、何らかの行動を取らざるを得ない状況になっている^{4,5)}。

そこで本研究では、森林認証制度、特に、日本において森林認証の主になるであろうFSCについて、海外での動向、先行地域における認証制度の意義と普及理由を把握し、特に、先行地域の中でも、先進国であり木材消費国であるという立場が日本と似ている英国の動向に着目して、日本でのFSC取得先駆者である三重県の速水林業と高知県の檜原町森林組合での実態と、日本における森林認証制度の意義、課題、問題点を整理することにより、普及上の展望を探ることを目的とする。

このような目的を達成するため、はじめにFSCについての概要、各国の森林認証制度の現状、英国の森林認証の実態、三重県速水林業について、高知県檜原町森林組合について、文献・ホームページを使っての文献研究・内容検証を行った。また、FSCの最新の動きを把握するため、森林認証制度に関するメーリングリストからの情報をまとめた。次に、日本での現状把握のために、日本で最初のFSC取得経営体である速水林業に対して質問用紙を送り、さらにそれをもとにインタビューをした。そして、以上の内容を整理し、認証制度先行地域における認証制度の意義や普及理由を参考に、日本における認証制度の意義、課題を整理し、日本における認証制度の可能性を検討した。

2. 森林認証制度、特にFSCについての概要

欧米を中心に森林の消失・劣化に対する人々の関心が高まった結果、適切に管理された森林からの木材・木材製品に対する需要が増した⁶⁾。そして、適切な管理のなされた森林を認証し、その森林から生産された木材・木材製品を流通させようという取り組みが始まった。これが森林認証制度である。

森林認証制度は、現在、世界的には国際標準化機構ISO (International Organization for Standardization) と森林管理協議会FSC (Forest Stewardship Council) が中心となって展開されている。ISOは森林問題に特化しない、いわゆる生産活動全般にわたる環境管理システムEMS

(Environmental Management System) を評価する「ISO14000シリーズ規格」を認証の枠組みとし、内部実行規格に照らし合わせたEMSの継続的見直しと改善の監査を行いラベリングは伴わない認証を行っている⁷⁾。

一方、FSCは世界中の全ての地域・森林タイプを対象として、森林管理の実行・実績内容に基づく審査とラベリングを伴う形での認証を実施している。FSCは、一つのグローバルスタンダードとしての地位を築きつつある⁷⁾。FSCは国際的なNGOであるWWF⁸⁾の先導により、その取り組みはISO14001より先行しており、欧米を中心に急速にその実績を上げてきている。

森林管理が「環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかない、経済的にも継続可能な森林管理を推進する」ようになされているかを信頼できるシステムで評価し、適切な管理がなされている森林を「認証」する。そしてこのような森林から出された木材・木材製品に独自のロゴマークをつけ幅広く消費者に流通させようというのがFSCの目的である。消費者はこのロゴマークによって、その木材製品が社会・環境面で国際的に合意された原則と基準に従つて管理されている森林から生産されたものである事を確認できる。消費者は木材・木材製品を購入するときに、このロゴマークをついたものを選ぶ事によって、適切な管理を行っている林業者を支援し世界の森林保全に貢献できる。つまり、FSCとは、世界の森林保全に向けて森林管理者から木材・木材製品の消費者に至る様々な関係を一体化しようとする取り組みである。認証に関しては、FSCはそれ自身が森林を認証するものではない。実際に認証を行うのはFSCにより認定された認証機関である。認証には森林管理の認証 (Forest Management Certification ; FM) と、加工・流通過程の管理の認証 (Chain of Custody ; CoC認証) の2種類がある。

まず、森林管理の認証であるが、FSCには国際的な「森林管理に関するFSCの原則と基準」がある。原則の数は10、基準の数は56である。世界のどのような森林もこれに基づいて審査される。また、FSCでは認証をより信頼性のあるものにするために、国際的な「森林管理に関するFSCの原則と基準」に整合した、各国／地域により適合した認証基準「森林管理に関するFSCの国内／地域の原則と基準」の作成を進めている。対象とする森林に関わるこの基準がある場合にはこの基準に照らし合わせて審査を行い、ない場合には国際的なFSCの原則と基準に整合した認証機関自らが有する基準を、地域関係者と協議した上で、より現地に適合するよう修正する。そして、この新たに設定された認証基準に基づき実際の審査を行う^{8,9,10)}。

次に、CoC認証とは、製品が森林から伐り出されてから

消費者に届くまでの過程を認証することで、製材・二次加工・輸送・卸しといった全ての流が含まれる。適切な森林管理がなされていると認証された森林からの木材製品が、認証されていない森林からの木材製品と混ざっていることがないかどうかを審査するものである。そして、認証された森林からの木材を使って加工していると認証された加工

工場から生産された木材製品には、FSCのロゴマークがつけられる⁸⁾。

一方、適切な森林管理を進めるには、森林を管理・経営する側だけでなく、林産物を購入し使う側の十分な理解と協力、そして責任感が必要である。現在、認証を受けようとする林業者、認証された木材・木材製品を生産・流通・

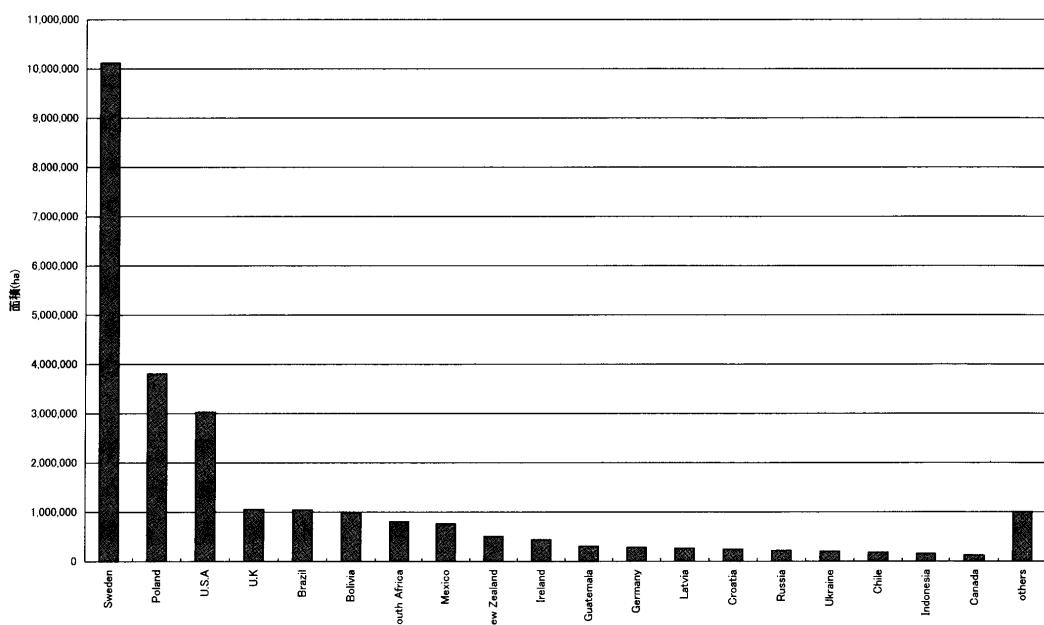


図-1 国別FSC認証面積

資料) <http://www.fscoax.org/>
Forest Certified by FSC-Accredited Certification Bodies
DOC 5.3.3 January 10th, 2002

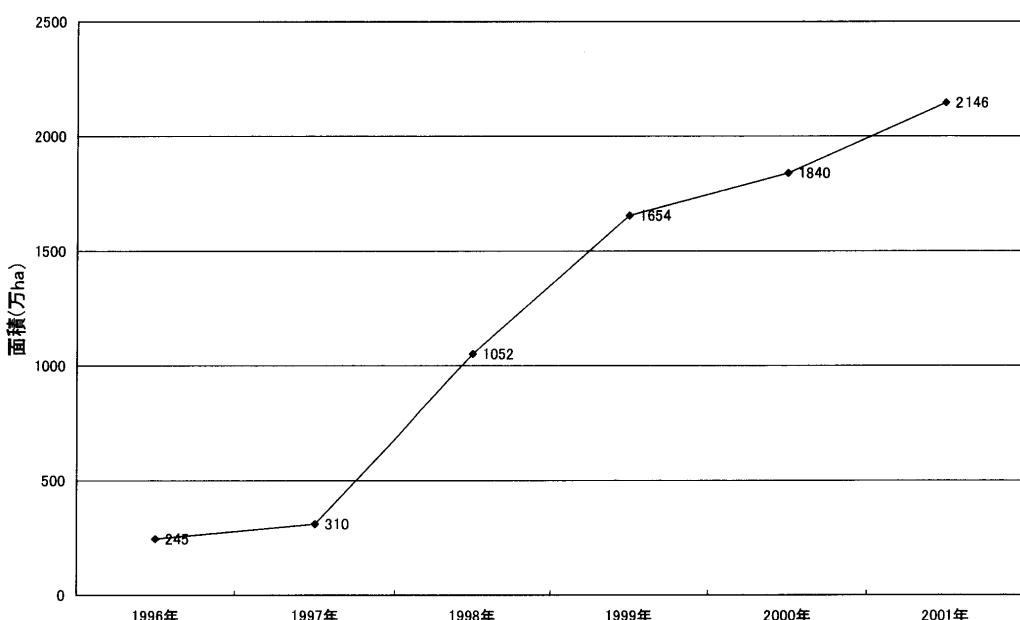


図-2 認証された面積の推移

資料) 平成12年度林業白書 p.167 FSCによる認証森林面積の推移

販売させていくとする企業のネットワーク・グループの設立が国際的に進んできている¹¹⁾。

組織についてみると、FSCの本部は、メキシコのオアハカに設置され、2001年1月の時点で、会員は55カ国443機関／人¹²⁾で構成されている。

FSCでは、熱帯、温帯、亜寒帯地域の全ての森林タイプを対象としている。森林の規模は、数haから100万haを超えるものまで、その所有形態も民有林、共有林、州有林等様々である¹²⁾。

今日までFSCに認証された森林は、53ヶ国、371ヶ所、総面積は約2,552万haに及ぶ¹²⁾（図-1、図-2）。また、現在、世界で約600の企業がネットワーク・グループに参加しており、600を超えるCoC認証が発行され、8,000を超すFSCロゴマークつきの製品ラインが確立されている¹³⁾。

3. 森林認証制度に対する各国の取り組み

海外では、FSCやISOといった国際的な認証制度に加え、各国や地域独自の認証制度への取り組みが進んでいる。各国の森林認証に対する認識、FSCの受け入れられ方、森林認証への対応の比較及び特徴について述べていく。

各国の森林認証に対する認識・対応及びそれぞれの特徴は、三つの視点で大きく分類できる。第一に、先進国と発展途上国との違い、第二に、各国独自の森林認証の発達理由の違い、第三に、木材生産国と木材消費国との違いである。

以下、この三つの視点から海外の状況について検討する。

1) 先進国と発展途上国

そもそも森林認証の考え方は、英国やオランダなどにおいて環境NGOの主導により発展した。その後、これらの地域を市場とする北欧や北米において取り組みが発展してきた¹⁴⁾。このことから、森林認証制度が主に先進国で発展してきた考え方であり、先進国と発展途上国との間で考え方の違いは大きいといえる。先進国では、今まで技術革新と経済発展のために自然に対して一方的に働きかけ、摂取し続けてきた。その結果として、現在のような深刻な環境悪化を引き起こした。技術革新と経済発展が一段落した今、ようやく環境に目を向ける余裕ができたために、持続可能な事業や環境保全に目を向け始めたが、その一つが森林認証制度であるといえよう。

一方、発展途上国においては、技術革新や経済発展が現在の最優先事項であり、環境問題を考え、そこに資金をつぎ込む余裕など無いのが現実である。よって、当初、インドネシアやマレーシア、ブラジルなどといった主要な熱帯木材輸生産国は、森林認証により熱帯木材のみが差別的に

取り扱われる可能性があることや、先進国との市場競争において貿易の技術的障害になるとの見方から、森林認証に反対の姿勢をとった。しかし、環境に関心が高い市場において自らの製品が閉め出されないように、また、新たな市場を獲得できるとの期待感から、近年ようやく先進国の援助を受け森林認証に取り組むようになった¹⁴⁾。

発展途上国における森林認証制度の具体的な例を以下にあげる。

インドネシアでは、1994年にエコラベル協会（LEI）が設立され、ITTOの基準・指標やFSCの原則・基準を参考にして、1997年「持続可能な森林経営のためのエコラベル認証プログラム」が開発された。この規格は、認証基準、意思決定手続き、流通過程の確認等を定めており、基準・指標は、経営の各側面にわたり、生産機能の持続性、生態・環境機能の持続性、社会・文化機能の持続性を評価するよう構成されている。最近では、FSCの認証機関との協力を進めている¹⁵⁾。

マレーシアでは、1994年に、ITTOの基準・指標を活用し、国家レベルの基準・指標を定めた。最近では一次産業省、森林局、木材産業協議会、森林研究機関、大学、NGO等により構成される国家木材認証協議会（NTCC）が中心となり、森林認証制度の開発に取り組んでいる。また、オランダの協力により木材認証の試験的事業が実施されており、基準・指標に基づいて第三者機関（SGS）が認証した木材がオランダへ輸出されている¹⁶⁾。

2) 各国独自の森林認証の発達理由の違い

各国独自の認証基準の発達理由は、大きく二つに分けられる。

第一に、FSCを支持しない森林所有者が多い国々での発達である。FSCはもともと熱帯地域の大面積森林が対象であり、その審査基準は世界統一的な要素が強い。コストや認証基準の面から小規模経営者に不利な仕組みであり、また、森林法制度、造林、管理経営者の長い歴史を無視しているといった理由から、自国の自然条件や社会条件にあった基準を作成した独自の認証制度を作る国が現れた。例としては、ヨーロッパにおけるPan European Forest Certification（以下PEFCと略す）、フィンランドにおけるFinnish Forest Certification System（以下FFCSと略す）が挙げられる。PEFCは、1998年からFSCを支持しないドイツ、フランス、フィンランド等の森林所有者のイニシアティブにより各国の森林認証制度の相互承認を促進する枠組み作りが進められ、1999年7月、欧州16カ国がPEFCのための機関を各国に設置した。本制度は、ヘルシンキプロセスのSFMの基準・指標及び事業レベルのガイドラインを基本

的な枠組みとし、認証基準、適用範囲、監査と認証の手続き、流通段階での確認、生産物のラベリングについて各国の認証制度が満たすべき最小限の要求事項を定めている。FFCSは、フィンランドで1997年に作成された独自の認証基準システムである。これは、FSCの原則に従ってはいるものの、小規模所有者や、自国の自然条件、社会的条件に合わせた独自基準を加味する事が必要と言う判断があったために作成が進められた。FFCSは、PEFCの傘の下にある各国版認証基準として位置付けられる^{15,17)}。

FFCSの運営には、FSCのそれと大きな違いある。FFCSの運営には13名のメンバーからなる国家森林認証評議会(FFCC; Finnish Forest Certification Council)が当たっている。FSCは政府機関の干渉を排除するため、メンバーの独立性を重視するが、FFCSでは、森林・公園局のような国の機関に所属するメンバーも運営に携わっているという点である¹⁶⁾。

フィンランドでは、製品輸出の競争力を高め、さらに環境保護団体の批判にも応えようとFFCSによる認証を進めしており、1999年末までにFFCS認証面積は1,300万haを超えている¹⁷⁾。

なお、後に詳しく述べる英国のDIY最大手企業B&Q社はこの認証規格を取り扱いの対象に含める事を表明している。その理由として、FSCと実質的な中味はほとんど変わらず、そこには政治的な確執があるだけであるとしている。なお、B&Q社が認めているFSC以外の認証は、FFCSのみである¹⁸⁾。

第二は、環境保護団体などの活動が活発である国々において、その圧力低減のために森林認証を発達させるという形である。このほとんどが森林所有者の側の動きから発達したものであり、アメリカがこの例に当たる。

アメリカでは、FSC、SFI（持続可能な森林経営イニシアティブ）、ISOのEnvironmental Management System（環境管理システム）の三つの流れがある。

まずFSCに関してである。世界でFSC認定を受けた審査機関9団体のうち2団体が米国にある。バーモント州リッチモンドに本部を置くSmart Wood Certification Program of Rainforest Alliance (SW) およびカリフォルニア州オーカーランドに本部を置くForest Conservation Program of Scientific Certification System (SCS) である。また、CoC認証取得済みの企業は154社あり、その内3割に当たる47社はカリフォルニア州に所在する。これは、同州の活発な環境運動を反映しているものと見る事ができる。

また、FSCは各国での実情に即した、細則のような国別スタンダードを作成する事を奨励してきた。これは、FSC原則は世界共通のものであるが、それだけに大まかなもの

であるためである。ただ、その進度はまちまちで、すでに草案作成を終えているものから、作成グループが出来たばかりのところもある。しかし、米国では一つも地域スタンダードが作成されていないにもかかわらず既に約300万ha¹²⁾の森林が認証済みである。これには二つの理由が考えられ、第一に、FSC発足以前にSWは優良森林経営の認定プログラムを実施していた事から、この継続ということに配慮した事、第二に、地域スタンダードが完成するには時間がかかることが予想されるので、FSC認証プログラムの導入を早めるため、審査機関にFSC原則の適用を任せることにしたことである。ただし、地域スタンダードが完成した暁には、認証済みの森林経営であっても一年以内にはそれを順守すべきこととなっている^{19,20)}。

SFIとは、全米林産物製紙協会(AF&PA)によって1994年に持続可能な森林経営イニシアティブ(SFI)という経営規範が定められ、会員に実施を求めているものであり、経営ガイドライン、木材調達のガイドライン、公表・報告等のガイドライン等から構成されている。現在AF&PAに加盟する130社以上の企業がSFIに取り組むことを公約しており、すでに多くの企業が認証されている。その中には、1企業あたり100万haを越える認証の事例も見られる。最近では、SFIの実施状況を客観的に示すために第三者機関による審査を受けている企業も見られる^{20,21)}。

最後にISOに関してであるが、1998年9月に林産業分野ISO14001認証第一号が誕生しており、これは、インターナショナルペーパー社の東部森林資源部門の約50万haが認証されている²²⁾。

また、英国のUKWASは、環境NGOなどの圧力により、木材を取り扱う側のDIY企業などからの働きかけにより作られたものであり、国、森林所有者・管理者、関係諸団体との協議の元で合意されたものである。また、UKWASは、消費国で、国内対象の森林認証が開発されたという点で特殊な例である。これに関しては、後で詳しく述べることとする。

3) 木材生産国と消費国での違い

生産国では、当初、認証取得に費用がかかることや、認証を受ける事の経済的なメリットが無い事から、森林所有者は認証に反対の姿勢を示してきた。しかし、英国やオランダ、ドイツなど認証製品の利用に積極的である国々を主な輸出先としており、貿易競争において認証が有利するために発展した例が多い。フィンランド、カナダ、スウェーデンがその例である。

カナダでは、国内認証制度として1996年にカナダ規格協会CSA(Canadian Standard Association)によって承認され

た「持続的管理システム規格：CAN-CSA Z808 & Z809」があり、温帯林及び寒帯林を対象としたモントリオールプロセスに沿って設定した国内6基準と84の指標の枠組みで、ISO14001環境管理システムに準拠した審査・評価方式を取っている。森林の9割以上が公有地という状況を反映し、住民参加にも配慮した認証基準となっている²³⁾。

カナダ環境審査者協会CEAA（Canadian Environmental Auditors Association）から認定された認証機関が、実際の認証作業及び認証書の発行を行い、認証書は評価された森林区域DFA（Defined Forest Areas）のみに適応され、木材・加工製品へのラベリングは行われない²³⁾。

FSC認証促進活動に関しては、米国と比べると遅れをとっている。地域スタンダード作成も、一部の地域で草案作成中あるいは作成グループ作りが進行中という状態である。そこで地域スタンダードの出来上がりまで待てない企業はFSC認証を申請し、すでに取得済みである²⁴⁾。

一方、木材消費国では、英国やオランダ、ドイツなどといった国々で環境NGOの主導によって、木材を取り扱う側のDIY店などから森林認証が発展していった。

英国は、世界の森林認証発展の先駆けとなった国であり、また、現在も非常に積極的に森林認証に取り組んでいる。

先進国の木材消費国で、日本と似た立場にあるため、日本の展望を探る上で、英国の動向を見ていくことは、非常に重要なことであると考えられる。ここでは、英国における森林認証制度の流れと現状を詳しく見ていく。

英国ではほかの欧米諸国同様、1980年代後半から1990年初頭にかけて、熱帯雨林破壊が社会的に注目され、環境保護NGOによる反対運動が展開された。これら反対運動の手法の一つに、熱帯木材のボイコットや使用禁止を求める行動があった。しかし、NGOの中にあってWWFは、こうした行動は根本的な解決策にはならないとの立場から、適切に管理された森林からの木材の流通を促すシステムとして、認証・ラベリングに着目をした²⁵⁾。

また、英国のDIY最大手企業であるB&Qは、NGOによる店頭での抗議デモや不買運動などの熱帯材反対運動を受けており、企業のイメージ低下などの被害を受けていた。

WWFはこの対応策として、B&Qに対し森林認証を提案する。B&Qではこれに応じ、1991年に、1995年までに適切に管理された森林からの木材のみを扱うこと目標にDIY数社と共にバイヤーズ・グループ（WWF1995グループ）を結成した。WWF1995グループ参加企業の合意事項は次の通りである。①FSCのような国際的かつ独立した森林認証システムの支持、②認証品の積極的購入、③認証品の取扱量の増加（ただし、達成目標や期限の設定は自由）、④管理職クラスの担当者を置く、⑤WWFへの6ヶ月ごとの

進歩状況の報告（ただし、個々の企業の情報は非公開）。また、参加企業へ対するWWFの役割として、①認証に関する情報やアドバイスの提供、②消費者に対する啓発活動による認証品のアピール、③企業の取り組みの進歩状況のモニタリングとランク付け（非公開）が挙げられる^{25,26)}。

そして1993年には、B&Qを含む木材・流通関連団体、環境NGO、先住民団体などにより、FSCが設立される。FSC発足後の1995年には、バイヤーズ・グループによる「1999年末までに独立した第三者による認証製品のみを取り扱うこと」というFSCへの全面的な支持が明確になる²⁶⁾。

1994年には、FSC-UKワーキンググループが発足し、1998年にFSCの原則と基準に基づく英国基準が作成された²⁵⁾。

当初、こうした流れに対して、英國の私有林所有者組織である木材生産協会（Timber Growers Association；TGA）などの国内林業関係者は反対の姿勢を示した。森林所有者が認証に反対した背景には、一つに、自分達に批判的な環境保護団体に対する感情的な反発、そしてもう一つに1980年代後半からの環境・アメニティ重視の林業政策が挙げられる。つまり、森林所有者には林業委員会（Forestry Commission；以下FCと略す）による規制やガイドライン等で既に環境保全への対応はなされているという認識があり、認証取得の必要性を感じなかった事、さらに、TGAは、FCによる様々な環境ガイドラインが導入される以前に、景観・野生生物の保護・レクリエーションなど、森林の多目的利用に関するガイドラインを定めた「森林・林業規定」を作成し、環境重視への政策転換の先駆けの一端を担ってきたと言う事である^{27,28)}。

しかし、バイヤーズ・グループは、認証品を扱うという方針は変えず、国内の森林が認証を受けないのであればスウェーデンなどからの輸入認証木材を扱うことを表明していた²⁷⁾。

英国において森林認証が広まりを見せている理由の一つに、かつてのバイヤーズ・グループによる強固な姿勢と、現在のネットワーク・グループ¹¹⁾による取り組みが挙げられる。

1995年の結成以降、1999年までに、参加企業数は毎年10%のペースで増加しており、それに従って、グループ全体の木材取引量と木材消費におけるシェアも増加している。ただ、参加企業全てが認証された木材や製品を取り扱っているわけではなく、認証木材の比率は1999年の時点で5%であり、決して多いものではないが、増加傾向にあることは指摘できる^{26,29)}。

参加企業のうち、実際に認証品の加工製造を行っている企業に着目すると、その約70%がDIYへの供給業者である。

これは、DIYが供給業者に対してネットワーク・グループに参加するように働きかけていることが理由である。このように、参加企業の多くがDIYへの供給業者である事、バイヤーズ・グループと森林認証の設立に直接関わってきた事、認証品の取扱量が最も多い事から、DIYは、ネットワーク・グループの主要かつ影響力の大きい構成企業であると言える²⁹⁾。

次にDIYの取り組みとその影響について見ていく。

英国のDIY大手B&QとHomebaseは、認証品取り扱いの手法として、まず、取引供給業者に対し質問表の記入を求める、原産地の由来などの取り扱い木材の詳細な情報や、認証取得の有無、認証取得の見込みを調査する。さらに認証を取り引きの要件とし、それを満たせない場合には取り引きを停止するとしている。こうした情報をデータベース化し、WWFへの報告を行い、達成状況に応じてランク付け評価を行い、場合によっては取り引きを停止する、という形で取引供給会社に認証取得を迫っている³⁰⁾。

このような取り組みを通じ、両社とも着実に認証品の種類や比率を高めてきている。1999年から2000年の認証品の割合は、B&Q社が9.5%から86.4%へ、Homebase社が5.0%から29.0%へと急激な上昇をしている。これは、1999年末までに100%を認証品にするという目標達成のために、取引供給業者に対して期限付きで認証取得を迫ってきたこと、また、国有林の認証が一気に認証品の比率を高めたことが要因として挙げられる。両社とも、国産材の約90%を国有林材が占めており、期限までに目標を達成するためには、国有林が認証を受けることが不可欠の条件であったということが指摘できる³¹⁾。

DIY企業は、その強い購買力を背景に、認証取得を取引条件として、取引業者の選択を行い認証取扱量の増加を達成してきた。また、国有林材の取扱量が多かったことから、国有林の認証は、その目標に大きく貢献した。しかし、認証された原料が絶対的に足りないのが実状であり、加工製造業者は、その入手に苦慮している。DIYへの供給業者はDIYからの要請に応じる形で認証取得に取り組んでおり、こうしたことより、目標設定による認証品優先的取り扱いの取り組みは、輸入相手国が入れ替わるというような貿易構造の変化がみられる点も注目すべき点である。具体的な例としては、大手DIY企業であるHomebase社の場合、1996年から1998年までの取り扱い木材・木材製品のうち、認証への対応が早かったスウェーデン産が37%から45%，南アフリカ産が5%から12%，ブラジル産が4%から7%へ認証木材の割合は増加している。逆に対応の遅れたフィンランド産の場合、12%から5%に減少している^{28,32)}。

現在、英国のDIY企業は、認証品に対してプレミアムを

支払っていない。つまり、認証コストは供給サイドの認証取得者の負担となっている。これに対して供給サイドからは、認証の取得は取引要件が追加されただけのことに過ぎず、供給サイドには何のメリットにもなっていないという不満や懸念の声があがっている³³⁾。

英国のネットワーク・グループにおけるDIYのような高いシェアと購買力を持つ企業は、自らのコスト負担なしに、取引先に対して認証取得を要求できる。英国の状況を見ても、このことが、認証品取り扱いの目標達成や、影響力のあるネットワーク・グループ形成の一つの条件であることがわかる³²⁾。

また、英国の認証制度の広まりに、国の機関であるFCが、認証推進派と森林所有者の対立に対し仲介に入ったことも注目すべき点である。当初FCはこれらの対立を静観していた。しかし、以下の三つの理由から、1997年9月、FSC-UK、バイヤーズ・グループ、森林所有者、林業・木材関係者、環境保護NGOなどの関係者を一同に集めて会合を開き、合意形成のプロセスを開始した。その理由とは、第一に、バイヤーズ・グループを中心に認証品の需要が高まるなか、森林認証をめぐる両者の対立は国内林業、ひいては国内経済に悪影響を及ぼすものだと判断したこと、第二に、消費者のニーズに鑑み、政府が関与すべき国民的な関心事だと判断したこと、第三に、FCの国有林事業部にとっては、認証を受けることで信用を高め、木材市場でのシェアを確保できるという利点があることである。会合では共通の認証基準の作成を行なうことが合意され、1998年2月にワーキンググループを設置し、森林所有者や管理者、関係諸団体との協議を経て、1999年5月、UKWAS認証基準が合意された²⁷⁾。そして現在は、図-3に示したように、NGO・DIY・木材供給業者の三者の間での協力・緊張関係から成り立つネットワーク・グループをFCが援助していくという形で、認証木材の流通が行われている。

UKWAS認証基準は、FSCとヘルシンキプロセスのガイドラインを考慮に入れて作成されており、加えて最近、FSCの英国の基準としても認定された。また、小規模経営者に配慮するため、グループ認証や資源管理者の認証なども取り入れているほか、認証基準についても、1,000ha以上の規模及び大企業、100~1,000haの中規模、100ha以下の小規模の、三通りの適用方法を設けている²⁷⁾。

UKWASでは、FSCなどの第三者によって認定された認証機関が、UKWAS認証基準に基づいて認証を行う。UKWASで認証されたものについては、FSCのロゴマークを使用することができる。今後、私有林所有者、国有林、環境保護団体、木材加工業、地方自治体など、11の分野を代表する構成員からなる運営委員会が設置され、基準の見

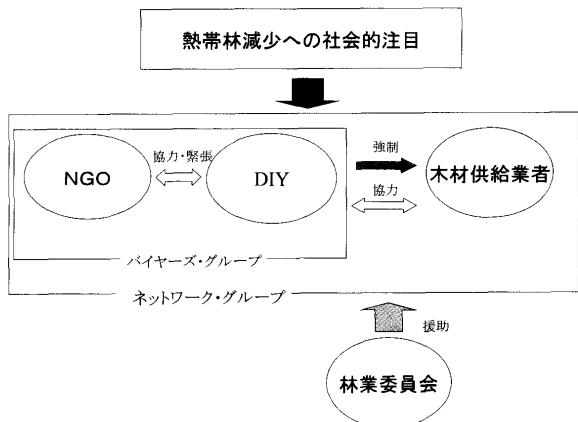


図-3 英国の認証木材流通

直しなどUKWASの運営に関する協議を行うことになっている²⁷⁾。

認証基準が合意されてからまだ日が浅いこともあり、UKWASの評価をするというのは尚早と見られている。しかし、統一基準の策定という形で、森林認証に対し関係者の間で表向きには対立の解消と一定の合意が図られたこと、FCが仲介となって、関係者が一堂に会して合意がなされたことの意味は大きいといえる。また、UKWAS認証基準合意後の1999年11月、英国の森林面積の35%（844,000ha）を占める国有林が、SGSの認証を受けている。国有林部門は、国内木材生産量の53%（4,550,000m³）を占めており、国産材市場に与える影響は大きい^{27,34)}。

4. 日本の森林認証への取り組み

現在、国内ではISO14001を取得した住友林業(株)と、FSC取得森林である三重県の速水林業と高知県檜原町の森林組合、広島県庄原市のアサヒビール(株)の社有林、東京農工大学の演習林の例があるが、ここでは、FSC認証取得の先駆者である三重県の速水林業と高知県檜原町の森林組合について、順次内容を見ていく。

1) 速水林業の取り組み

速水林業は200年を超える歴史を持つヒノキ材の産地である三重県海山町に位置する。1790年創業、所有する森林面積1,070ha、1999年度の年間売上高は2億118万円（2000年3月期）、年間4,000m³のヒノキ材を生産している。海山町の木材生産の3割を占めている。速水林業はヒノキ材の大半を住宅用として出荷している。従業員数は現在23名である³⁵⁾。

200年以上にわたって持続的に林地を循環利用しており、昭和30年代からは、林内植生の維持を図り、森林土壤を豊かにする努力を行ってきた^{4,36)}。また、「美しい山造り」を

目指し、広葉樹の繁茂するヒノキ林の森林を育ててきた。他に、従業員の提案で、山林で使う機械用オイルをすべて植物油に切り替えたり、必要以上に行われていた下刈りの取り止めや、古い機材の再利用など、環境への配慮という意味でもかねてより高い評価を受けていた³⁶⁾。

速水林業代表の速水亨氏は、FSC取得の動機として、以下のことをあげている。第一に、1997年1月、環境マネジメントの国際規格ISO14001を森林経営に適用するための技術報告書TR14061の策定に向けた会合（TC207ヘルシンキ）に、林野庁の担当者とともに一般企業の代表として速水氏が招かれ、そこで、特に木材輸出をしている国々の代表が積極的に森林認証制度を推進したいという態度を示していたのを見て、森林認証制度は世界の木材貿易の1つのルールになる可能性があり、輸入国日本としては、避けて通れない事だと確信したこと。第二に、林業経営というものが、多額の補助金に頼って動いている中で、環境という捉え方をもう一度自らが積極的に行うことによって、自分で環境をきちんと整えていくことで、補助金に頼った経営からの脱皮の可能性があるのではないかと考え、こうした中で、長年取り組んでいた持続的な森林経営の意義を自ら情報発信するための手段として森林認証制度に注目したこと。第三に、FSCは環境NGOを巻き込んだ組織であり、速水林業の施業・経営を、いわゆる環境保護派の人たちに認めてもらう良い機会であると判断したこと。第四に、国産材は、乾燥木材へのニーズの対応が遅れたため、住宅マーケットに取り残され、外材にシェアを奪われたが、環境認証で同じ失敗を繰り返してはならないと考えたこと^{5,35,38,39,40)}。

帰国後、森林認証取得へ向け活動を開始し、2000年2月12日、日本で初めてFSCの認証を取得した³⁷⁾。

2) 高知県檜原町の取り組み

高知県檜原町の取り組みについて、2000年10月3日に、高知県森林局が作成した資料をまとめた。

檜原町は、スギ人工林を中心とした戦後の林業地で、コストの低減を図るために早くから林道などの路網整備、高性能の林業機械の導入を進めてきた。また、間伐士などの認定制度や各種講習会の開催など林業技術の向上にも努めてきた。最近では、四万十川の源流域の水質を保全するため、多様性を生かす森林整備などに積極的に取り組んでいる。

高知県檜原町では、1999年度より環境保全に配慮し、経済的にも持続可能な森林経営を進めるため、四万十川流域の森林をモデルに国際的な森林認証の取得に取り組んできた。そして、2000年10月、檜原町森林組合が管理する森林約2,250haについて、FSCの森林認証を三重県の速水林業について国内二例目として取得した。グループ認証としては

国内初である。

上記の、林道などの路網の整備、高性能の林業機械の導入、間伐士などの認定制度や各種講習会の開催など林業技術の向上、四万十川の源流域の水質を保全するための森林の整備などといった取り組みを進める中で、檮原町森林組合では、1998年12月4日に高知県主催で行われた「FSCによる森林認証の実際－適切な森林管理と木材流通のために－」や1999年5月19日～20日に高知県檮原町主催で行われた「FSC森林認証の現地勉強会」をきっかけに、FSCの取得に挑戦することを決定した。

取得動機として、組合は以下のことを挙げている。

FSCに挑戦することによって、①環境保全型の林業経営を目指せること、②町内から生産される木材に新たな付加価値が生まれる可能性があること、③環境保全に対する取り組みが地域の活性化につながると考えたこと、である。

FSCを取得するにあたって、職員や作業班員の有志が月一回集まり、環境や動植物などに関する勉強会の中で環境方針が決められた。組合が決めた環境方針は以下の通り。
①沢沿いの人工林については、現場の状況を見ながら間伐を繰り返し、広葉樹林へ誘導していくこと、②今ある広葉樹ができるだけ守って行くこと、③林業用の道路を作る場合、環境への影響を最小限に努めること、④環境にやさしいチェーンオイルを使用することである。

8. 日本における森林認証制度の展望

日本で森林認証制度は普及できるのであろうか。結論から言えば、経済活動に任せておいては、残念ながら現時点では、可能性は非常に低いと言わざるを得ない。以下その理由を記して結論とする。

第一に、多大な費用と労力が必要とされる森林認証取得に、森林・木材関係者を認証取得へ向けていくためのきっかけがないということである。

前述の森林認証に対する各国の取り組みからわかるのは、認証先行地域では、いずれにしても必要に駆られて認証制度が発展したということである。一方、日本においては、先にあげたFSC先駆者である速水林業、檮原町森林組合の両者の取得動機を見ても分かる通り、認証がどうしても必要で取得したのではない。

フィンランド、スウェーデン、カナダといった国々で森林認証の取得が急速に広まったのには、英国やオランダ、ドイツといった認証製品の利用に積極的である国々を主な輸出先としており、貿易相手と渡り合っていくために認証が必要で発達したという例がある。しかし、今後、日本が木材を輸出していく可能性はないため、木材貿易においての優位性のために認証制度が普及することは考えられない。

ならば、同じ消費国として英国のような動きが起こるかどうかである。英国との比較で、違いが顕著であるのは、まず、NGOの影響力の強さとその活動の活発さ、そして、DIY企業のような木材を取り扱う企業の大きさである。日本においてNGOの活動はあまり活発ではなく、一般の人々に浸透しているとは言い難い。たとえその活動を知ったとしても、どこかよそで行われている、関係ないことのように思われているのではなかろうか。WWF-Japanの行っている様々な活動も、環境問題に強い関心を持っているごく一部の人、学問の分野、もしくは林業に携わるごく一部の人々の間で行われている事という印象が強い。英國においてのバイヤーズ・グループ設立の引き金となったものが、DIY企業に対する環境保護NGOによる反対運動であった事は前にも述べたが、日本においては、NGOは脆弱で認知度も低い、よってNGOの活動によって物事が変わるということはまず考えられない。また、英國においてのネットワーク・グループの影響力は、自らのコスト負担無しに、取引先に対して認証を要求できるような、高いシェアと購買力を持つDIY企業の力があったためであると思われ、そのような影響力を持ち、積極的に動いていくとする木材・森林関係の企業が日本にはないことも大きな問題であろう。つまり、NGOとDIY企業との協力・緊張関係において設立された英國のバイヤーズグループと同様の形が、現状では日本において起こることは考えにくいということである。考えられるとすれば、日本においての木材消費の中心である建築企業が、DIY企業と同様の強固な姿勢で木材供給業者に対して取り扱いを求めることがあるが、速水林業がFSC認証を取得してから約一年四ヶ月（2001年6月の時点で）、檮原町森林組合がFSC認証を取得してから約八ヶ月（2001年6月の時点で）経とうとしているが、現在のところ建築企業からのそういう動きは見られない。

他には、消費者からの要求が高まり、認証木材に経済的なメリットが認められた場合に、森林所有者が認証取得に乗り出すことが考えられる。しかし、まず、日本においては一般的の消費者が木材を直接購入する機会がほとんど無いため、末端の消費者の木材への関心というのは極めて低い。よって、木材に関して消費者の要求が高まるということ 자체が考えにくい。さらに、消費者の環境への意識が高いと言われる欧米においても、商品の性能や人体への影響と言ったような分かりやすい理由ではない「持続可能な森林経営」についての理解はまだ低く、購入動機の主要因とはなっていない。英國の例でもみたように、認証材に関しては価格による明確な差別化がされているわけではなく、上乗せ価格はほぼ支払われていない。まして、環境への意識の低い日本においては、商品の生産過程と社会への影響を考え

る消費者は少ないと思われるため、これも非常に考えにくい。事実、速水林業へのインタビューの際、FSCの認証取得が速水林業の木材に与えた影響について聞いたところ、それが直接売上の伸びにつながっているわけではないこと、また、価格の変化というのは、それを知り、買う側があつてはじめて生じるものであり、日本においてはFSC自体がまったく知られておらず、認証取得が消費者の購入動機に直接影響する段階まではまだまだいたっていないことが挙げられた。

第二に、森林認証取得の基準は非常に厳しいものであり、特に、野生生物に関する詳細なデータや森林景観に関すること、森林所有境界の明確さ、さらに生態系保護区の設定等、現在日本で行われている多くの森林管理では普通考慮に入れられていない項目があり、認証取得に際しての問題が多数あるという事が挙げられる。FSCを取得した速水林業・高知県檜原町森林組合、両者とも以前から環境というキーワードに特に重点をおいて森林管理を行ってきたところであり、いわば‘特別’であるため、これら項目に関して多少の問題はあるにせよ、他の一般の森林所有・管理者が認証取得の際に抱える問題とは度合いが違う。よって、この両者が取得したというだけでは普及の目安にはならない。

しかし、認証取得後の前向きな変化もあり、両者は以下のことを挙げている。

速水林業は、これまで木材を評価するポイントとして、持続可能な生産という観点が見落とされてきたが、FSCの認証取得により、市場に対して環境配慮を明確に打ち出すことができるようになったこと、また、思っていた以上の反響があり、専門店の店頭やNGOの通信販売で売られているFSCマーク入りのまな板などの売上が少しづつ伸び始め、速水林業の持続的な生産の取り組みを発信するツールとして機能し始めたこと、そして、認証取得の新聞記事を見て、大手住宅メーカーや2×4メーカー、設計関係者から問い合わせが相次ぎ、環境を配慮した建設設計者がこうした商品を見て、マンションなどのディベロッパーを伴って訪ねて来るなど、実際に取引先の開拓につながっていること、さらに、速水林業は、普段、家の柱など住宅用の木材を生産しているため一般の消費者とはあまりつながりがなかったが、今回の認証取得によって消費者に近い人々とのコンタクトが増えたこと、海外の木材業者からも見積もりを求めるメールが届くようになったことが大きな変化だと挙げている^{41,42)}。

高知県檜原町森林組合の方では、カタログハウス(株)が、FSC認証の高知県檜原産のスギでできたデスクトップ整理棚の販売を始めた。2001年1月発売の通信販売雑誌「通販

生活 春の特大号」に掲載したデスクトップ整理棚は、雑誌が書店に置かれてから二日間で、全国から約130台の整理棚の注文があるほど売れ行きは順調であるという⁴²⁾。

この他には、この二者のFSC認証取得後、FSC認証への関心が徐々にではあるが高まり、アサヒビール社有林と東京農工大学演習林が相次いで認証を取得し、さらに、取得を目指す森林組合が出始めたことも注目すべきことである。

ただ、現在のところ認証取得に対しての明確な必要性があるわけではなく、また、森林・木材関係者の間で森林という環境そのものを管理し扱う者としての強い責任感が急速に高まってきたというわけではないので、森林・木材関係者間の一時的なブームとしての広まりに過ぎない感は否めない。よって、このまま何もせずに成り行きに任せておくのであれば、いずれは必ず行き詰まりを見せよう。せっかく速水林業と檜原町森林組合のFSC認証取得によって目を向けられはじめた森林認証への関心を、ここでつぶしてしまうようなことはすべきではない。

さらに、日本が森林認証に積極的に取り組んでいかなくてはならない理由も、また明確である。まず、森林認証が世界的に注目されており、今後の木材貿易にも影響を与える可能性があることがあげられる。日本においては、木材供給量の約80%を外材が占めており、新たに森林認証の問題が付加されたならば、世界に比べて大きく出遅れている日本の林業は壊滅的な打撃を受けることは間違いない。また、日本の木材純輸入量は、約8,000万m³と世界一であり、世界の森林管理に大きな影響を与えているということがあげられる。こうした日本の国際的な立場を考えると、木材の流通・消費を認証木材にシフトさせるよう率先して取り組んでいくことは、地球環境保全に対する日本の責務であるといえよう。

ただ、日本における木材流通の8割が外材であるから、木材流通・消費を認証木材にシフトしていくということは、もちろん輸入相手に認証取得を要求する必要がある。そうしたとき、輸入材に対して認証取得を求める前に、国産材を認証木材に変えていく取り組みを行っていることが大きな説得力となろう。日本と同様に木材輸入国である英国で、UKWASといった国内基準が合意され、英国の森林の35%を占め、国内木材生産量の53%を占める国有林が認証を受けたことは、国際協調に対して大きな意味があることは先にも述べた。これは、国際的に類似した立場として非常に参考にすべき点である。

では、日本における森林認証制度普及のためには、何が必要なのであろうか。それには二つの方向からのアプローチが考えられる。まず、森林認証の認知度向上のために、認証取得者およびNGOなどの森林認証関係者が行うべき

メディアを有効に活用した啓蒙・啓発活動が挙げられよう。森林認証の本当の効果は、消費者がそれを知り、選択的に購入することによって現れるものである。メディアの力は非常に大きい、我々の日常はこれによって大きく左右され、作り出されているといつても過言ではないだろう。森林認証関係者は林業関係者に対しての講演会や関心をもった一部の人々に対してのセミナーは盛んに行っているが、テレビや新聞などを用いた一般の人々に対しての情報発信はまだまだ何もしていないも同然である。森林認証を本当の意味で広め、効果をあげるためにこれは不可欠なことである。

次に、森林・木材関係者の間に広め、定着させるために必要なことである。NGO、木材流通業者、森林所有者がそれぞれに力を持ち、影響しあう英国において、それらの対立を収め、森林認証制度の普及へ大きく前進させたのが、国の機関であるFCであった。一方、日本においては、林野庁を主体とした官主導の体制が続いている、林業政策においては国が大きな影響力をもつて、国の積極的関与が森林認証制度普及のためには不可欠であろう。しかし、ここで森林認証制度というのは何もFSCを指すわけではない。特定の認証のみを政府がバックアップすることには問題が生じるであろうし、また、経済的なメリットもほとんど無いのに、海外で発達した森林認証をそのまま持ってきて適応させようというのでは、歴史的な背景から現在も受け継がれている管理方法で森林を守り続けてきたという自負を持った森林管理者からの理解はどうてい得られないであろう。さらに、日本といっても森林管理は全国統一的なものではない。多くの場所でその地域にあった独特で伝統的な森林管理方法がある。そういう森林管理者の心情を良く加味した上で、その地域ごとに細かい国内基準を策定し、先に挙げた日本での認証取得の際にネックになるであろう、野生生物に関する詳細なデータや森林景観に関すること、森林所有境界の明確さ、さらに生態系保護区の設定等、考慮すべきであると思われる点について改善すべきところを指導することができるのもやはり林野庁であろう。はじめからFSCとの相互承認を考えるにせよ、様々な事柄を良く考え、それでやはりFSCが最も信頼できる認証制度であるからというのであるにせよ、まず細かい国内規準を策定し、その後、英國のUKWASのようにFSCとの相互承認を確立するという手順を踏むことが、国内における森林認証の普及と国内林業の保護、しいては地球環境保全への貢献へと繋がろう。また、英國のように、国有林が率先して認証を取得し、流通させるという手本を示せば、一般的の森林管理者を認証取得に向けさせる大きな説得力となろう。ただ、こういった森林認証制度に向けての改革は、政策における

根本的な改善であり莫大な時間と資金がかかる。そういう意味でも、持続可能な森林管理に向けての国からの積極的な、資金・技術面での援助が不可欠となる。

以上のような森林政策の改善については、同じ木材消費国という立場でありながらUKWASが合意された英國、中央集権的な体制が似ており、最近國を挙げて森林認証に取り組みをはじめたフランスの森林政策から、参考にし、取り入れていくべき点が多々あると思われる。そうした國々の森林政策の具体的手法と、その中で参考になり、日本の社会事情に合わせた具体的な森林政策の改善点に対する内容・提言については、今後の課題とする。

引用文献・ホームページ及び注

- 1) 林野庁：平成11年度林業白書, p.133, 2000
- 2) 芝正巳：森林認証制度の研究的課題 森林計画学会誌, 34(2), p.115, 2000
- 3) 前澤英士：FSCによる森林認証・ラベリングの状況について 木材情報, 93号, p.15, 日本木材総合情報センター, 1999
- 4) 速水亨：FSC認証を取得して 森林計画学会誌, 34(2), p.127, 2000
- 5) green-web 森林認証－速水林業の挑戦
<http://www.green-web.ne.jp/content/shinrin/haya>
- 6) 前澤英士：森林認証制度 特にFSCについて, 森林計画学会誌, 34(2), p.107, 2000
- 7) 前掲2) p.116
- 8) 1961年に設立された民間自然保護団体。本部のWWFインターナショナルはスイスのグランに置かれている。26カ国に各国委員会、6カ国に提携団体を設けて活動している。現在、約470万人と約1万社・団体のサポーターがおり、自然保護団体としては世界最大である。WWFジャパンホームページ
<http://wwfjapan.aapc.co.jp>
- 9) 前掲3) p.16-p.17
- 10) 前掲2) p.117
- 11) ネットワーク・グループ (Forest and Trade Network ; FTN)。最近まではバイヤーズ・グループと呼ばれていたが、バイヤーだけでなくサプライヤーも入ってきておりこうした名称の変更が行われた；以下、名称変更以前の出来事に関しては、バイヤーズ・グループ、変更後の出来事に関してはネットワーク・グループと区別して使用する。
前掲6) p.111-p.112
- 12) 林野庁：平成12年度林業白書, p.166, 2001
- 13) 柱本修・林健二著：森林認証・木材ラベリングの国際

- 的動向と国内の動きについて 热帶林業No48, p.76,
国際緑化推進センター, 2000
- 14) 桂木修：貿易と環境についての国際的議論からみた森
林認証・木材ラベリング 林業経済No622, p.11, 2000
- 15) 前掲13) p.75-p.76
- 16) 駒木貴彰・松村直人・家原敏郎・小谷英司著：フィン
ランドにおける森林認証の現状, 森林計画学会誌,
34(2), p.132, 2000
- 17) 駒木貴彰：フィンランドにおける森林認証の現状
平成12年度森林計画学会シンポジウム 森林認証と持
続可能な森林経営
- 18) 高橋信子・岡田秀二・伊藤幸男：イギリスのバイヤー
ズグループの展開と現状～DIY企業の取り組みを中心
に～ 林業経済研究vol.46 No3, p.31-p.32, 2000
- 19) 勝久彦次郎：北米における最近の認証・ラベリングの
動きについて 木材情報, 94号, p.2, 日本木材総合情
報センター, 1999
- 20) 前掲19) p.4-p.5
- 21) 前掲13) p.74-p.75
- 22) 前掲19) p.5
- 23) 前掲2) p.116
- 24) 前掲19) p.7
- 25) 高橋信子・岡田秀二・伊藤幸男：イギリスにおける森
林認証の現段階 林業経済研究, vol.46, No3, p.20, 2000
- 26) 前掲18) p.28
- 27) 前掲25) p.21
- 28) 前掲25) p.24
- 29) 前掲18) p.29
- 30) 前掲18) p.29-p.30
- 31) 前掲18) p.31
- 32) 前掲18) p.33
- 33) 前掲18) p.32
- 34) 前掲25) p.22
- 35) 宮坂賢一：速水林業 FSC森林認証を取得 厳しい林
業経営に突破口 日経エコロジー 1月号, 2000
- 36) 前掲4) p.128
- 37) 速水亭：森林認証制度の日本への適用について－FSC
を取得して－ スギの新戦略II 第六章 森林認証制
度の現状と課題 第三節p.229 地域森林管理編 遠
藤日雄編著 日本林業調査会, 2000
- 38) 《パネルディスカッション》森林と認証・ラベリング
について 森林計画研究会会報No387, p.21, 1999
- 39) 前掲38) p.22
- 40) 前掲36) p.237
- 41) 前掲35) p.133
- 42) 日刊環境topics 1月12日号
<http://www.ekankyo.com/database/dailytopics/dtopics-bk.html>
- 43) FSCホームページ
<http://www.fscoax.org/>

抄 錄

現在、「持続可能な森林経営」及び「森林認証制度」に対する関心が世界的に高まっている。しかし、日本においては、それに対する取り組みは不十分であり、国際的な流れに対して大きく出遅れている。今後、これらが木材貿易に影響を与えることは確実であり、世界で最大級の木材輸入・消費国である日本は、何らかの行動を取らざるを得ない状況になっている。

そこで本研究では、森林認証制度について、海外での動向、先行地域における認証制度の意義と普及理由を把握し、日本での実態と、日本における森林認証制度の意義、課題、問題点を整理することにより、普及上の可能性を探った。

その結果、第一に、多大な費用と労力が必要とされる森林認証取得に、森林・木材関係者を向かわせるきっかけとなることがないこと、第二に、森林認証取得の基準には、現在日本で行われている多くの森林管理では考慮に入れられていないことに関する非常に厳しい項目があり、認証取得は難しいことから、現時点では、普及の可能性は非常に低いという結論に達した。